

議案第14号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」において、物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、国民健康保険料の軽減判定に係る所得基準額の引上げが行われることから、本市においても同様の改正を行う。

2. 条例改正の主な内容

国民健康保険料軽減判定に係る所得基準額の見直しについて

軽減区分	所得基準額		
	【現行】	【改正後】	【条例案】
5割軽減	43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 30.5万円 × 被保険者数 及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	第23条第1項第2号中「295,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号口の規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額」に改める。
2割軽減	43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 56万円 × 被保険者数 及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	第23条第1項第3号中「545,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額」に改める。

※ 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した人で、移行後も継続して同一の国保世帯に属する人。

3. 施行日: 令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

議案の 件名	議案第14号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める。		大阪府の各市町村は同様の改正を行う。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、国民健康保険料の軽減判定に係る所得基準額の上げが行われることから、本市においても同様の改正を行う。		所得基準の引上げに伴うコストの影響なし。				
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
・令和7年4月1日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行。		まちづくりの目標	目 標	2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち		
		政策分野または経営方針 施策	分野・方針	8 健康・医療		
			施 策	1. 地域医療環境の充実		
〈市民参加の状況〉 有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称				
		策定年度				
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		市民部	医療保険課	有 ・無（新旧対照表他）		

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乘じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乘じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>

新	旧
<p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘ることとされる金額</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10</p>	<p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>545,000円</u></p> <hr/> <p>_____に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10</p>

新	旧
分の2を乗じて得た額 2～4 (略)	分の2を乗じて得た額 2～4 (略)